



第49号の内容

- ▼総合消費料金未納のハガキは架空請求です！
- ▼仮想通貨に関するトラブルにご注意！
- ▼消費生活フェスタ 高校生が書道パフォーマンス披露！
- ▼インターネット消費生活相談窓口を開設しました
- ▼自然災害に関連する消費者トラブルにご注意！

総合消費料金未納のハガキは架空請求です！

身に覚えのないハガキが突然届いて、このままでは訴えられるのではないかと、どうすればよいかという相談が相次いで寄せられています。

相談事例

昨日、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。利用していた契約会社から訴状が提出されたというが、取下げ期日は今日の日付になっている。連絡がない場合訴訟となり、給与や不動産の差押えをするといったことも書かれているが、全く身に覚えがない。記載してある連絡先に電話したほうがよいか。(60歳代 女性)

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ
.....
.....
.....
国民訴訟通達センター
お問い合わせ窓口
03-0000-0000

このようなハガキは架空請求であり、「訴訟」「裁判」「差押え」などという言葉で不安をあおり、連絡させようとしています。送信元が「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」などとなっており、実在する公的機関からの通知と思わせ、実際に裁判されるのではと信じ込ませる手口です。あわてて電話をすると、弁護士を名乗る者が出て、訴訟取り下げ費用を請求されます。



実際に被害にあったケースでは、コンビニエンスストアで電子マネーのギフトカードを購入するように指示され、ギフトカードの番号を伝えて支払ってしまったケースもあります。番号を相手に伝えてしまうと、支払った金額を取り戻すのは非常に困難となります。ギフトカードなどの電子マネーでの支払いを要求されたら、詐欺と疑いましょう。

どう対処すればいいの？

①身に覚えのない請求は無視する。あわてて連絡しない！

あわてて連絡してしまうと、氏名・住所・電話番号などの個人情報を知られたり、脅されたりして、被害が拡大するおそれがあります。



②訴訟に関する書面はハガキで送られることはありません！

訴訟に関する書面は、「特別送達」という特別な郵便で配達されます。

③ギフトカードなどの電子マネーでの支払いを要求されるのは詐欺です！

すでにギフトカードの番号を伝えてしまった場合は、早急にギフトカード発行会社に問合せ、警察に相談してください。

不審なハガキが届いたり、身に覚えのない請求メール等が届いたりした場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください！

仮想通貨に関するトラブルにご注意！

●仮想通貨って何？

仮想通貨とは、インターネット上でやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データのことです。銀行を使わなくても、個人がインターネット上で自由に移転させることができるため、近年、ショッピングなどの際に、支払・資金決済手段として利用される機会が広がっています。

●このような相談があります

- ・仮想通貨を購入後、ニュースで業者に行政の立入調査が入ったことを知り解約通知を出したが、業者と電話が繋がらない。
- ・仮想通貨の権利収入が得られるという組織に加入し、高額な登録料を払ったが、業者の信用性に不安があるため解約したい。
- ・仮想通貨の取引を予定しているが、取引業者を信用して口座情報を教えても大丈夫か。

仮想通貨を利用する際のポイント

☑仮想通貨交換業の登録があるかどうか、金融庁のホームページで確認しましょう。

改正資金決済法の施行により、仮想通貨交換事業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。ただし、登録事業者が扱う仮想通貨だからといって、リスクがないということではありません。詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。

金融庁URL：http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html

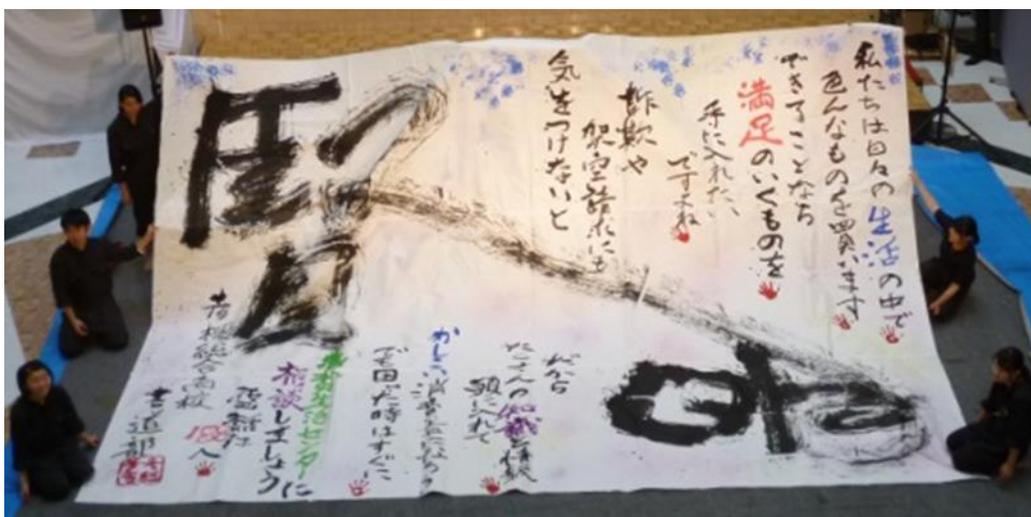
☑事業者から取引する仮想通貨の内容に関する説明を受け、仮想通貨の特性や実体、契約内容がよく分からなければ、契約しないようにしましょう。

仮想通貨は、価格変動リスクがありますので、「必ず値上がりする」といった言葉をうのみにせず、リスクを十分理解する必要があります。

消費生活フェスタ2017 高校生が書道パフォーマンス披露!

平成29年9月18日の敬老の日に、ビバシティ彦根で消費生活フェスタを開催しました。滋賀レイクスターズのチア・ダンス、滋賀県警察音楽隊の演奏のほか、彦根総合高等学校の書道部の皆さんが書道パフォーマンスを披露してくれました。

下の写真は、パフォーマンス中に書かれた作品の写真です。書かれている言葉は、消費生活フェスタのテーマ「かしこい消費者になろう」をモチーフに、高校生自身が考えたものです。



私たちは日々の生活の中で
色んなものを買います
できることなら
満足のいくものを
手に入れたい
ですよね

詐欺や
架空請求にも
気をつけないと

だから
たくさん
頭に入れて
かしこい消費者なろう!

でも困った時はすぐに
消費生活センターに
相談しましょう
電話は
1888へ
彦根総合高校
書道部

賢

明

◆◆インターネット消費生活相談窓口を開設しました◆◆



(消費者庁イラスト集より)

滋賀県消費生活センターのホームページから相談できます！
相談は無料です！パソコンのほか、スマートフォンでもアクセスできます。

消費生活に関する困りごとや契約・解約に関すること、製品の事故や製品不良に関することなど、消費生活全般について相談を受け付けています。

○ご利用できる方：**滋賀県内在住の個人の消費者**

ご相談はこちら→：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/sodan/netsodan.html>

☆☆自然災害に関連する消費者トラブルにご注意！☆☆

台風、大雨などの自然災害発生時には、住宅の修理工事に関するトラブルや交通機関・旅行のキャンセルなどの消費者トラブルが多くみられます。

住宅の修理工事をする際には、住宅の損傷について不安をあおったり、契約を急がせる業者もいますので、**複数の業者から見積りを取ったり、周囲に相談して、慎重に契約**しましょう。また、「**火災保険の保険金を使って無料で工事ができる**」という勧誘には気をつけましょう。高額な手数料や解約料を請求されるトラブルがみられます。

交通機関や旅行のキャンセルについては、キャンセルに関する契約条項をあらためて確認してください。

被災地以外でも、**災害を口実にした便乗商法や義援金詐欺**には気をつけましょう。



(消費者庁イラスト集より)

◆◇困ったな、変だなと思ったら…

まずは消費生活相談窓口へご相談ください！！◆◆

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで(祝日・年末年始は除く)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



「くらしのかわら版」第49号(平成29年11月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成30年1月下旬に発行予定です。